

○文部科学省告示第三十七号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第八十八条の三（同令第一百十三条第三項及び第三百三十五条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十七年文部科学省告示第九十二号（学校教育法施行規則第八十八条の三の規定に基づき、高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部が履修させることができる授業について定める件）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十日

文部科学大臣 永岡 桂子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	<p>1 学校教育法施行規則第八十八条の三（同令第一百十三条第三項及び第百三十五条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。次項において同じ。）が履修させることができる授業は、通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、同時かつ双方向に行われるものであつて、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）において、対面により行う授業に相当する教育効果を有すると認められたものとする。この場合において、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）は、同令第八十八条の三（同令第一百十三条第三項において準用する場合を含む。）に規定する授業を行う科目、総合的な探究の時間又は特別活動について、特別支援学校の高等部は、同令第百三十五条第五項において準用する同令第八十八条の三に規定する授業を行う教科若しくは科目、特別の教科である道徳、総合的な探究の時間、特別活動又は自立活動について、それぞれこれらの特質に応じ、対面により行う授業を相当の時間数行うものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間高等学校を欠席すると認められる生徒に対して行う授業については、当該高等学校が認められた場合には、同時かつ双方向に行われることを要しない。</p>
改正前	<p>「1」学校教育法施行規則第八十八条の三（同令第一百十三条第三項及び第百三十五条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）が履修させることができる授業は、通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、同時かつ双方向に行われるものであつて、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）において、対面により行う授業に相当する教育効果を有すると認められたものとする。この場合において、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）は、同令に規定する授業を行う科目、総合的な学習の時間又は特別活動について、特別支援学校の高等部は、同令第百三十五条第五項において準用する同令第八十八条の三に規定する授業を行う教科若しくは科目、道徳、総合的な学習の時間、特別活動又は自立活動について、それぞれこれらの特質に応じ、対面により行う授業を相当の時間数行うものとする。</p> <p>「項を加える。」</p>

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。